

令和6年第12回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和6年12月3日(火)

午後3時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 6年10月31日		
2	招集の期日	令和 6年12月 3日		
3	会 期	令和 6年12月 3日から 令和 6年12月 3日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	4 名		
6	欠席委員氏名	なし		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	5 件	5 件	0 件	0 件
	計			
	5 件	5 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和6年教育委員会第11回定例会会議録の承認について
議案第1号	湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会規則の整理に関する規則の制定について
議案第2号	湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会要綱の整理に関する要綱の制定について
議案第3号	湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会訓令の整理に関する訓令の制定について
議案第4号	令和6年度教育費予算の補正について

承認第1号

令和6年教育委員会第11回定例会会議録の承認について

記

署名委員 森谷和洋氏より報告

令和6年12月3日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第1号

湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会規則の整理に関する規則の制定について

湧別町立学校設置条例（平成21年条例第89号）の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会規則の整理に関する規則を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和6年12月3日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

上湧別地区義務教育学校（上湧別学園）を開設するため、学校名等必要な事項を改正するほか、関係する規則を整理するため、本規則を改正するものである。

湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会規則の整理に関する規則

(湧別町招致外国青年任用規則の一部改正)

第1条 湧別町招致外国青年任用規則(平成21年教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 外国語指導助手 参加者のうち、主として教育委員会、義務教育学校・高等学校等に配置され、外国語担当指導主事・外国語担当教員等の助手として職務に従事する者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(外国語指導助手の職務)</p> <p>第3条 外国語指導助手は、主として湧別町教育委員会、義務教育学校・高等学校等において所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) 義務教育学校後期課程及び高等学校における外国語科の授業等の補助</p> <p>(2) 義務教育学校前期課程における外国語科の授業等の補助並びに外国語活動等の補助</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 外国語指導助手 参加者のうち、主として教育委員会、<u>小・中・義務教育学校</u>・高等学校等に配置され、外国語担当指導主事・外国語担当教員等の助手として職務に従事する者</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(外国語指導助手の職務)</p> <p>第3条 外国語指導助手は、主として湧別町教育委員会、<u>小・中・義務教育学校</u>・高等学校等において所属長又は校長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。</p> <p>(1) <u>中学校</u>、義務教育学校後期課程及び高等学校における外国語科の授業等の補助</p> <p>(2) <u>小学校及び義務教育学校前期課程</u>における外国語科の授業等の補助並びに外国語活動等の補助</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>2 略</p>

(湧別町臨時教諭の採用に関する規則の一部改正)

第2条 湧別町臨時教諭の採用に関する規則(平成21年教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、湧別町立義務教育学校後期課程(以下「<u>義務教育学校</u>」という。)において道費負担教員数を超えて任用する臨時教諭(以下「臨時</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、湧別町立<u>中学校及び義務教育学校後期課程</u>(以下「<u>中学校</u>」という。)において道費負担教員数を超えて任用する臨時教諭(以下「臨時</p>

改正後	改正前
<p>教諭」という。)の任用、賃金及び勤務時間等の取扱いに関し定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 臨時教諭 <u>義務教育学校</u>において、教諭の職務に従事する町会計年度任用職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 臨時教諭は、配属された<u>義務教育学校</u>において、校長の指示を受け北海道費負担教諭と同様の職務を行う。</p>	<p>時教諭」という。)の任用、賃金及び勤務時間等の取扱いに関し定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 臨時教諭 <u>中学校</u>において、教諭の職務に従事する町会計年度任用職員</p> <p>(2) 略</p> <p>(職務)</p> <p>第3条 臨時教諭は、配属された<u>中学校</u>において、校長の指示を受け北海道費負担教諭と同様の職務を行う。</p>

(湧別町立学校管理規則の一部改正)

第3条 湧別町立学校管理規則（平成21年教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(教育課程の連携)</p> <p>第28条 別表第3の左欄に掲げる義務教育学校後期課程（以下「<u>連携型義務教育学校</u>」という。）においては、学校教育法施行規則第75条第1項の規定に基づき、同表右欄に掲げる高等学校（以下「<u>連携型高等学校</u>」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、<u>連携型義務教育学校</u>において教育課程を編成するときは、校長は、あらかじめ<u>連携型高等学校</u>と協議するものとする。</p> <p>別表第1（第4条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校種別</th> <th style="text-align: center;">主任等</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>義務教育学校前期課程</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>義務教育学校後期課程</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	学校種別	主任等	備考	義務教育学校前期課程	略	略	義務教育学校後期課程	略	略	<p>(教育課程の連携)</p> <p>第28条 別表第3の左欄に掲げる<u>中学校及び義務教育学校</u>後期課程（以下「<u>連携型中学校</u>」という。）においては、学校教育法施行規則第75条第1項の規定に基づき、同表右欄に掲げる高等学校（以下「<u>連携型高等学校</u>」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すための教育課程を編成するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、<u>連携型中学校</u>において教育課程を編成するときは、校長は、あらかじめ<u>連携型高等学校</u>と協議するものとする。</p> <p>別表第1（第4条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">学校種別</th> <th style="text-align: center;">主任等</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>小学校及び義務教育学校</u>前期課程</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>中学校及び義務教育学校</u>後期課程</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	学校種別	主任等	備考	<u>小学校及び義務教育学校</u> 前期課程	略	略	<u>中学校及び義務教育学校</u> 後期課程	略	略
学校種別	主任等	備考																	
義務教育学校前期課程	略	略																	
義務教育学校後期課程	略	略																	
学校種別	主任等	備考																	
<u>小学校及び義務教育学校</u> 前期課程	略	略																	
<u>中学校及び義務教育学校</u> 後期課程	略	略																	

改正後

改正前

別表第2（第12条関係）

公印の種類	公印の名称	寸法（ミリメートル）	書体	管理者
学校印	北海道紋別郡湧別町立 <u>上湧別学園</u> 印	略	略	略
	北海道紋別郡湧別町立 <u>ゆうべつ学園</u> 印	略	略	略
	略	略	略	略
学校長印	北海道紋別郡湧別町立 <u>上湧別学園</u> 校長印	略	略	略
	北海道紋別郡湧別町立 <u>ゆうべつ学園</u> 校長印	略	略	略
	略	略	略	略

別表第2（第12条関係）

公印の種類	公印の名称	寸法（ミリメートル）	書体	管理者
学校印	北海道紋別郡湧別町立 <u>上湧別小学校</u> 印	方38	てん書	学校長
	北海道紋別郡湧別町立 <u>中湧別小学校</u> 印	方38	てん書	学校長
	北海道紋別郡湧別町立 <u>開盛小学校</u> 印	方38	てん書	学校長
	北海道紋別郡湧別町立 <u>富美小学校</u> 印	方38	てん書	学校長
	北海道紋別郡湧別町立 <u>上湧別中学校</u> 印	略	略	略
	北海道紋別郡湧別町立 <u>ゆうべつ学園</u> 印	略	略	略
	略	略	略	略
学校長印	北海道紋別郡湧別町立 <u>上湧別小学校</u> 校長印	方18	てん書	学校長
	北海道紋別郡湧別町立 <u>中湧別小学校</u> 校長印	方18	てん書	学校長
	北海道紋別郡湧別町立 <u>開盛小学校</u> 校長印	方18	てん書	学校長
	北海道紋別郡湧別町立 <u>富美小学校</u> 校長印	方18	てん書	学校長
	北海道紋別郡湧別町立 <u>上湧別中学校</u> 校長印	略	略	略
	北海道紋別郡湧別町立 <u>ゆうべつ学園</u> 校長印	略	略	略
	略	略	略	略

別表第3（第28条関係）

連携型義務教育学校名	連携型高等学校名
湧別町立 <u>上湧別学園</u> 湧別町立 <u>ゆうべつ学園</u> 湧別町立 <u>芭露学園</u>	略

別表第3（第28条関係）

連携型中学校名	連携型高等学校名
湧別町立 <u>上湧別中学校</u> 湧別町立 <u>ゆうべつ学園</u> 湧別町立 <u>芭露学園</u>	略

(湧別町義務教育就学に関する規則の一部改正)

第4条 湧別町義務教育就学に関する規則（平成21年教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																								
<p>(就学猶予・免除)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の願い出について法第16条又は第17条に規定する義務を猶予し、又は免除するときは、就学義務猶予(免除)通知書(様式第7号)をもって通知する。この場合において当該児童(生徒)を就学させるべき義務教育学校の校長に対して就学義務猶予(免除)措置通知書(様式第8号)をもってその旨通知する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>行政地域の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上湧別学園区</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ゆうべつ学園区</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	行政地域の区分	上湧別学園区	略	ゆうべつ学園区	略	略	略	<p>(就学猶予・免除)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の願い出について法第16条又は第17条に規定する義務を猶予し、又は免除するときは、就学義務猶予(免除)通知書(様式第7号)をもって通知する。この場合において当該児童(生徒)を就学させるべき<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>の校長に対して就学義務猶予(免除)措置通知書(様式第8号)をもってその旨通知する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学区名</th> <th>行政地域の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>上湧別小学区</u></td> <td><u>上湧別屯田市街地、南兵村一区、南兵村二区、南兵村三区、札富美</u></td> </tr> <tr> <td><u>中湧別小学区</u></td> <td><u>旭、北兵村三区、北兵村二区、中湧別東町、中湧別北町、中湧別中町、中湧別南町、北兵村一区</u></td> </tr> <tr> <td><u>開盛小学区</u></td> <td><u>開盛</u></td> </tr> <tr> <td><u>富美小学区</u></td> <td><u>富美、上富美</u></td> </tr> <tr> <td><u>上湧別中学区</u></td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>ゆうべつ学園区</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	学区名	行政地域の区分	<u>上湧別小学区</u>	<u>上湧別屯田市街地、南兵村一区、南兵村二区、南兵村三区、札富美</u>	<u>中湧別小学区</u>	<u>旭、北兵村三区、北兵村二区、中湧別東町、中湧別北町、中湧別中町、中湧別南町、北兵村一区</u>	<u>開盛小学区</u>	<u>開盛</u>	<u>富美小学区</u>	<u>富美、上富美</u>	<u>上湧別中学区</u>	略	ゆうべつ学園区	略	略	略
学区名	行政地域の区分																								
上湧別学園区	略																								
ゆうべつ学園区	略																								
略	略																								
学区名	行政地域の区分																								
<u>上湧別小学区</u>	<u>上湧別屯田市街地、南兵村一区、南兵村二区、南兵村三区、札富美</u>																								
<u>中湧別小学区</u>	<u>旭、北兵村三区、北兵村二区、中湧別東町、中湧別北町、中湧別中町、中湧別南町、北兵村一区</u>																								
<u>開盛小学区</u>	<u>開盛</u>																								
<u>富美小学区</u>	<u>富美、上富美</u>																								
<u>上湧別中学区</u>	略																								
ゆうべつ学園区	略																								
略	略																								

(湧別町公立学校修学旅行実施に関する規則の一部改正)

第5条 湧別町公立学校修学旅行実施に関する規則（平成21年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(実施回数)	(実施回数)

改正後	改正前
<p>第3条 宿泊を要する旅行は、義務教育学校前期課程(以下「<u>前期課程</u>」という。)、義務教育学校後期課程(以下「<u>後期課程</u>」という。)とも在学中1回とし、最終学年に実施する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(旅行日数)</p> <p>第4条 旅行日数は、学校を出発してから帰着(原則金曜日とする。)するまでの日数とし、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前期課程</u> 1泊2日以内</p> <p>(2) <u>後期課程</u> 3泊4日以内</p> <p>(旅行経費)</p> <p>第6条 旅行に要する経費は、次によるものとする。ただし、鉄道並びに移動及び連絡のためのバスの運賃及び料金は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>前期課程</u> 1万5,000円以内</p> <p>(2) <u>後期課程</u> 5万円以内</p> <p>(旅行範囲)</p> <p>第8条 旅行範囲は、<u>前期課程、後期課程</u>の間において連絡を密にして教育的考慮の下一貫した計画を立て旅行地の重複を避けるようにしなければならない。</p>	<p>第3条 宿泊を要する旅行は、<u>小学校及び義務教育学校前期課程</u>(以下「<u>小学校校</u>」という。)、<u>中学校及び義務教育学校後期課程</u>(以下「<u>中学校校</u>」という。)とも在学中1回とし、最終学年に実施する。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>(旅行日数)</p> <p>第4条 旅行日数は、学校を出発してから帰着(原則金曜日とする。)するまでの日数とし、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>小学校</u> 1泊2日以内</p> <p>(2) <u>中学校</u> 3泊4日以内</p> <p>(旅行経費)</p> <p>第6条 旅行に要する経費は、次によるものとする。ただし、鉄道並びに移動及び連絡のためのバスの運賃及び料金は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>小学校</u> 1万5,000円以内</p> <p>(2) <u>中学校</u> 5万円以内</p> <p>(旅行範囲)</p> <p>第8条 旅行範囲は、<u>小学校、中学校</u>の間において連絡を密にして教育的考慮の下一貫した計画を立て旅行地の重複を避けるようにしなければならない。</p>

(湧別町学校給食センター条例施行規則の一部改正)

第6条 湧別町学校給食センター条例施行規則(平成21年教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(運営委員)</p> <p>第7条 運営委員会の委員は、次に掲げる者の中から委嘱する。</p>	<p>(運営委員)</p> <p>第7条 運営委員会の委員は、次に掲げる者の中から委嘱する。</p> <p>(1) <u>小学校長</u></p> <p>(2) <u>中学校長</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(1)</u> 略</p> <p><u>(2) 及び (3)</u> 略</p> <p>(給食の対象)</p> <p>第10条 給食の対象は、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 湧別町立義務教育学校に在籍する児童生徒及び勤務する教職員等</p> <p>(2) 略</p>	<p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> <u>小学校 PTA の代表者</u></p> <p><u>(5)</u> <u>中学校 PTA の代表者</u></p> <p><u>(6) 及び (7)</u> 略</p> <p>(給食の対象)</p> <p>第10条 給食の対象は、次に定めるものとする。</p> <p>(1) 湧別町立<u>小中学校及び義務教育学校</u>に在籍する児童生徒及び勤務する教職員等</p> <p>(2) 略</p>

(湧別町立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正)

第7条 湧別町立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成21年教育委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前																				
<p>様式第2号（第3条関係） 町立学校施設使用（特別設備の搬入等・使用料減免）申請書</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">受付番号</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">使用学校</td> <td style="width: 85%;"> <u>1</u> <u>上湧別学園</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>2 及び 3</u> 略 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table> <p>様式第3号（第3条関係）</p>		受付番号	略	略	使用学校	<u>1</u> <u>上湧別学園</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>2 及び 3</u> 略	略	略	略		<p>様式第2号（第3条関係） 町立学校施設使用（特別設備の搬入等・使用料減免）申請書</p> <p>略</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: center;">受付番号</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">使用学校</td> <td style="width: 85%;"> <u>1</u> <u>上湧別小学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>2</u> <u>中湧別小学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>3</u> <u>開盛小学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>4</u> <u>富美小学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>5</u> <u>上湧別中学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>6 及び 7</u> 略 </td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 85%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">略</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> </table> <p>様式第3号（第3条関係）</p>		受付番号	略	略	使用学校	<u>1</u> <u>上湧別小学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>2</u> <u>中湧別小学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>3</u> <u>開盛小学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>4</u> <u>富美小学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>5</u> <u>上湧別中学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>6 及び 7</u> 略	略	略	略	
	受付番号																				
略	略																				
使用学校	<u>1</u> <u>上湧別学園</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>2 及び 3</u> 略																				
略	略																				
略																					
	受付番号																				
略	略																				
使用学校	<u>1</u> <u>上湧別小学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>2</u> <u>中湧別小学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>3</u> <u>開盛小学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>4</u> <u>富美小学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>5</u> <u>上湧別中学校</u> A 体育館 B グラウンド C その他 () <u>6 及び 7</u> 略																				
略	略																				
略																					

改正後		改正前	
町立学校施設使用(特別設備の搬入等・使用料減免)許可書		町立学校施設使用(特別設備の搬入等・使用料減免)許可書	
略	受付番号	略	受付番号
略	略	略	略
使用学校	1 上湧別学園 A 体育館 B グラウンド C その他 () 2 及び 3 略	使用学校	1 上湧別小学校 A 体育館 B グラウンド C その他 () 2 中湧別小学校 A 体育館 B グラウンド C その他 () 3 開盛小学校 A 体育館 B グラウンド C その他 () 4 富美小学校 A 体育館 B グラウンド C その他 () 5 上湧別中学校 A 体育館 B グラウンド C その他 () 6 及び 7 略
略	略	略	略
略		略	
※ 略		※ 略	

(湧別町立学校運営協議会規則の一部改正)

第8条 湧別町立学校運営協議会規則(平成29年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき、湧別町立義務教育学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。	(目的) 第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第47条の5の規定に基づき、湧別町立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「学校」という。)に設置する学校運営協議会(以下「協議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 2 号

湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会要綱の整理に関する要綱の制定について

湧別町立学校設置条例（平成 2 1 年条例第 8 9 号）の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会要綱の整理に関する要綱を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

上湧別地区義務教育学校（上湧別学園）を開設するため、学校名等必要な事項を改正するほか、関係する要綱を整理するため、本要綱を改正するものである。

湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会要綱の整理に関する要綱

(湧別町学校評議員設置要綱の一部改正)

第1条 湧別町学校評議員設置要綱(平成21年教育委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(委嘱)</p> <p>第4条 評議員は、前条の規定により、校長から推薦された者について、教育委員会が委嘱する。ただし、評議員は、町内義務教育学校の評議員を兼ねることができない。</p>	<p>(委嘱)</p> <p>第4条 評議員は、前条の規定により、校長から推薦された者について、教育委員会が委嘱する。ただし、評議員は、町内<u>小学校、中学校及び義務教育</u>学校の評議員を兼ねることができない。</p>

(湧別町スポーツ・文化遠征費補助金交付要綱の一部改正)

第2条 湧別町スポーツ・文化遠征費補助金交付要綱(平成21年教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助金額)</p> <p>第8条 団体等に交付する補助金の額は、前条の規定において算定した補助基準額の合計額に、次の補助率を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(1) <u>義務教育学校生</u>以下は、前条に規定する基準で算定した額の10割以内とする。</p> <p>(2) 及び(3) 略</p>	<p>(補助金額)</p> <p>第8条 団体等に交付する補助金の額は、前条の規定において算定した補助基準額の合計額に、次の補助率を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(1) <u>中学生</u>以下は、前条に規定する基準で算定した額の10割以内とする。</p> <p>(2) 及び(3) 略</p>

(湧別町通学費補助要綱の一部改正)

第3条 湧別町通学費補助要綱(平成22年教育委員会要綱第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 町内の義務教育学校に営業バスを利用して通学する児童生徒で、自宅から学校までの距離が、2キロメートルを超える者とする。</p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第4条 補助の対象となる定期券又はICバスカード(以下「定期券等」とい</p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第2条 町内の<u>小中学校及び義務教育</u>学校に営業バスを利用して通学する児童生徒で、自宅から学校までの距離が、2キロメートルを超える者とする。</p> <p>(補助対象期間)</p> <p>第4条 補助の対象となる定期券又はICバスカード(以下「定期券等」とい</p>

改正後	改正前
う。)の期間は、義務教育学校の在籍期間とする。 2 略	う。)の期間は、 <u>小中学校及び義務教育学校</u> それぞれの在籍期間とする。 2 略

(湧別町立学校児童生徒用ヘルメット購入費補助要綱の一部改正)

第4条 湧別町立学校児童生徒用ヘルメット購入費補助要綱(平成22年教育委員会要綱第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、湧別町立義務教育学校(以下「町立学校」という。)に通学する児童生徒(以下「児童等」という。)の交通事故防止のために、ヘルメット購入費の一部を予算の範囲内において補助し、児童等の交通安全に寄与することを目的とする。</p> <p>別記様式(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>1 学校名・学年 <u>学園</u> 年</p> <p>略</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、湧別町立<u>小学校、中学校</u>及び義務教育学校(以下「町立学校」という。)に通学する児童生徒(以下「児童等」という。)の交通事故防止のために、ヘルメット購入費の一部を予算の範囲内において補助し、児童等の交通安全に寄与することを目的とする。</p> <p>別記様式(第3条関係)</p> <p>略</p> <p>1 学校名・学年 <u>学校(学園)</u> 年</p> <p>略</p>

(湧別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部改正)

第5条 湧別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱(平成22年教育委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症など、特別な教育的支援を要する児童生徒(以下「要支援児童生徒」という。)が通常学級に在籍する湧別町立義務教育学校(以下「学校」という。)に一定の期間において特別支援教育支援員(以下「支援員」という。)を当該要支援児童生徒が在籍する通常学級に配置し、具体的な支援策を明らかにして、児童生徒や教員(担任)を支援することにより、当該学級及び学校の運営を円滑にすることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症など、特別な教育的支援を要する児童生徒(以下「要支援児童生徒」という。)が通常学級に在籍する湧別町立<u>小学校、中学校</u>及び義務教育学校(以下「学校」という。)に一定の期間において特別支援教育支援員(以下「支援員」という。)を当該要支援児童生徒が在籍する通常学級に配置し、具体的な支援策を明らかにして、児童生徒や教員(担任)を支援することにより、当該学級及び学校の運営を円滑にすることに関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>様式第3号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>湧別町立 <u>学園</u>校長 様</p> <p>略</p> <p>1 配置決定学校名 湧別町立 <u>学園</u></p> <p>略</p>	<p>様式第3号（第5条関係）</p> <p>略</p> <p>湧別町立 <u>学校</u>長 様</p> <p>略</p> <p>1 配置決定学校名 湧別町立 <u>学校</u></p> <p>略</p>

（湧別町交換留学事業実施要綱の一部改正）

第6条 湧別町交換留学事業実施要綱（平成23年教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業内容）</p> <p>第2条 交換留学事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 交換留学生受入事業</p> <p>ニュージーランド・ダーフィールドハイスクール、カナダ・ヒルトップハイスクール及びカナダ・セントジョセフスクールに在学する生徒（以下「受入留学生」という。）を湧別町内の義務教育学校後期課程及び北海道湧別高等学校（以下「湧別高校」という。）に受け入れる事業をいう。</p> <p>（2） 交換留学生派遣事業</p> <p>湧別町内の義務教育学校後期課程及び湧別高校に在学する生徒（以下「派遣留学生」という。）をニュージーランド・ダーフィールドハイスクール、カナダ・ヒルトップハイスクール及びカナダ・セントジョセフスクールに派遣する事業をいう。</p> <p>（応募資格）</p> <p>第10条 派遣留学生の応募資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 本人及び保護者が町内に住所を有し、町内義務教育学校後期課程又は湧別高校に在籍する生徒で、当該校の校長が推薦する生徒</p> <p>（2）～（5） 略</p>	<p>（事業内容）</p> <p>第2条 交換留学事業の内容は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 交換留学生受入事業</p> <p>ニュージーランド・ダーフィールドハイスクール、カナダ・ヒルトップハイスクール及びカナダ・セントジョセフスクールに在学する生徒（以下「受入留学生」という。）を湧別町内の<u>中学校</u>、義務教育学校後期課程及び北海道湧別高等学校（以下「湧別高校」という。）に受け入れる事業をいう。</p> <p>（2） 交換留学生派遣事業</p> <p>湧別町内の<u>中学校</u>、義務教育学校後期課程及び湧別高校に在学する生徒（以下「派遣留学生」という。）をニュージーランド・ダーフィールドハイスクール、カナダ・ヒルトップハイスクール及びカナダ・セントジョセフスクールに派遣する事業をいう。</p> <p>（応募資格）</p> <p>第10条 派遣留学生の応募資格は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 本人及び保護者が町内に住所を有し、町内<u>中学校及び</u>義務教育学校後期課程又は湧別高校に在籍する生徒で、当該校の校長が推薦する生徒</p> <p>（2）～（5） 略</p>

(湧別町相互交流事業実施要綱の一部改正)

第7条 湧別町相互交流事業実施要綱(平成23年教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(参加資格等)</p> <p>第3条 中・高生派遣事業の参加資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町内に在住する義務教育学校後期課程及び高等学校に在籍する生徒又は北海道湧別高等学校(以下「湧別高校」という。)に在籍する生徒であって、在籍する学校の学校長が推薦する生徒であること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(参加資格等)</p> <p>第3条 中・高生派遣事業の参加資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町内に在住する<u>中学校</u>、義務教育学校後期課程及び高等学校に在籍する生徒又は北海道湧別高等学校(以下「湧別高校」という。)に在籍する生徒であって、在籍する学校の学校長が推薦する生徒であること。</p> <p>(2)～(5) 略</p>

(湧別町・新篠津村友好都市交流事業実施要綱の一部改正)

第8条 湧別町・新篠津村友好都市交流事業実施要綱(平成23年教育委員会告示第11号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(参加資格)</p> <p>第4条 参加資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町内の義務教育学校5年生及び6年生</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(参加申込み及び募集)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 参加希望者の募集については、町内各義務教育学校を通じて周知し、募集する。</p>	<p>(参加資格)</p> <p>第4条 参加資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町内の<u>小学校及び義務教育学校</u>5年生及び6年生</p> <p>(2)～(3) 略</p> <p>(参加申込み及び募集)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 参加希望者の募集については、町内各<u>小学校及び義務教育学校</u>を通じて周知し、募集する。</p>

(湧別町理科支援員配置事業実施要綱の一部改正)

第9条 湧別町理科支援員配置事業実施要綱(平成29年教育委員会告示第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、湧別町立義務教育学校前期課程における理科の観察・実験等の体験的学習の時間に理科支援員（以下「支援員」という。）を配置し、これらの人材と教員が協力して授業を行うことにより、理科の授業の充実・学習効果の向上を図るとともに、教員の観察、実験等の体験的学習に関する指導力を向上させることを目的とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第2条 支援員は、校長及び担当教諭の指導及び助言のもと、義務教育学校第5学年及び第6学年の理科の授業における観察、実験その他の体験的な学習、個別指導等において、おおむね次に掲げる支援又は補助を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>様式第3号（第6条関係） 略 湧別町立 <u>学園校長</u> 様 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、湧別町立<u>小学校及び義務教育学校</u>前期課程における理科の観察・実験等の体験的学習の時間に理科支援員（以下「支援員」という。）を配置し、これらの人材と教員が協力して授業を行うことにより、理科の授業の充実・学習効果の向上を図るとともに、教員の観察、実験等の体験的学習に関する指導力を向上させることを目的とする。</p> <p>(職務)</p> <p>第2条 支援員は、校長及び担当教諭の指導及び助言のもと、<u>小学校及び義務教育学校</u>第5学年及び第6学年の理科の授業における観察、実験その他の体験的な学習、個別指導等において、おおむね次に掲げる支援又は補助を行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>様式第3号（第6条関係） 略 湧別町立 <u>学校長</u> 様 略</p>

(湧別町学力向上支援員配置事業実施要綱の一部改正)

第10条 湧別町学力向上支援員配置事業実施要綱（平成29年教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、児童生徒一人ひとりの基礎・基本の定着と確かな学力の向上を図るために、湧別町立義務教育学校（以下「学校」という。）に学力向上支援員（以下「支援員」という。）を配置し、児童生徒の学力向上に資する支援員配置事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>様式第3号（第6条関係） 略 湧別町立 <u>学園校長</u> 様 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、児童生徒一人ひとりの基礎・基本の定着と確かな学力の向上を図るために、湧別町立<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）に学力向上支援員（以下「支援員」という。）を配置し、児童生徒の学力向上に資する支援員配置事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>様式第3号（第6条関係） 略 湧別町立 <u>学校長</u> 様 略</p>

(湧別町タブレット端末等貸与要綱の一部改正)

第11条 湧別町タブレット端末等貸与要綱（令和3年教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、湧別町財産の交換、貸与、無償貸付等に関する条例（平成21年条例第60号）第7条の規定に基づき、家庭におけるオンライン学習を支援するため、湧別町教育委員会が所管する義務教育学校（以下「町立学校」という。）に通学する児童生徒（以下「児童等」という。）へのタブレット端末等（以下「機器」という。）の貸与に関し必要な事項を定め、家庭における児童等の学びの充実を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、湧別町財産の交換、貸与、無償貸付等に関する条例（平成21年条例第60号）第7条の規定に基づき、家庭におけるオンライン学習を支援するため、湧別町教育委員会が所管する<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「町立学校」という。）に通学する児童生徒（以下「児童等」という。）へのタブレット端末等（以下「機器」という。）の貸与に関し必要な事項を定め、家庭における児童等の学びの充実を図ることを目的とする。</p>

(湧別町部活動地域移行検討委員会設置要綱の一部改正)

第12条 湧別町部活動地域移行検討委員会設置要綱（令和5年教育委員会告示第14号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 湧別町立義務教育学校後期課程の生徒が、将来にわたってスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、学校部活動から地域クラブ活動への移行を検討するため、湧別町部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 湧別町立<u>中学校及び</u>義務教育学校後期課程の生徒が、将来にわたってスポーツや文化活動に継続して親しむことができる機会の確保に向け、学校部活動から地域クラブ活動への移行を検討するため、湧別町部活動地域移行検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。</p>

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

議案第3号

湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会訓令の整理に関する訓令の制定について

湧別町立学校設置条例（平成21年条例第89号）の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会訓令の整理に関する訓令を次のように制定する。

記

別紙のとおり

令和6年12月3日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

上湧別地区義務教育学校（上湧別学園）を開設するため、学校名等必要な事項を改正するほか、関係する訓令を整理するため、本訓令を改正するものである。

湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う教育委員会訓令の整理に関する訓令

(湧別町要保護及び準要保護児童生徒認定基準の一部改正)

第1条 湧別町要保護及び準要保護児童生徒認定基準（平成21年教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>2 認定対象者</p> <p>本町に住所を有し、湧別町立の義務教育学校に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者で、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮している者</p>	<p>2 認定対象者</p> <p>本町に住所を有し、湧別町立の<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>に在学する児童生徒又は就学予定者の保護者で、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者及び要保護者に準ずる程度に困窮している者</p>

(湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主幹の命課基準の一部改正)

第2条 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主幹の命課基準（平成24年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
湧別町立の義務教育学校事務主幹の命課基準	湧別町立の <u>小学校、中学校及び義務教育学校</u> 事務主幹の命課基準

(湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主幹の命課基準に関する取扱要領の一部改正)

第3条 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主幹の命課基準に関する取扱要領（平成24年教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">湧別町立の義務教育学校事務主幹の命課基準に関する取扱要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、湧別町立の義務教育学校事務主幹の命課基準(平成24年教育委員会訓令第2号。以下「命課基準」という。)第2条の規定による命課基準の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">湧別町立の<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>事務主幹の命課基準に関する取扱要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この要領は、湧別町立の<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>事務主幹の命課基準(平成24年教育委員会訓令第2号。以下「命課基準」という。)第2条の規定による命課基準の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主任・専門員の命課基準の一部改正)

第4条 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主任・専門員の命課基準(平成24年教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
湧別町立の義務教育学校事務主任・専門員の命課基準	湧別町立の <u>小学校、中学校及び義務教育学校事務主任・専門員の命課基準</u>

(湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主任・専門員の命課基準に関する取扱要領の一部改正)

第5条 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主任・専門員の命課基準に関する取扱要領(平成24年教育委員会訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
湧別町立の義務教育学校事務主任・専門員の命課基準に関する取扱要領 (目的) 第1条 この要領は、湧別町立の義務教育学校事務主任・専門員の命課基準(平成24年教育委員会訓令第4号。以下「命課基準」という。)第2条の規定による命課基準の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。	湧別町立の <u>小学校、中学校及び義務教育学校事務主任・専門員の命課基準</u> に関する取扱要領 (目的) 第1条 この要領は、湧別町立の <u>小学校、中学校及び義務教育学校事務主任・専門員の命課基準</u> (平成24年教育委員会訓令第4号。以下「命課基準」という。)第2条の規定による命課基準の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準の一部改正)

第6条 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準(令和2年教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
湧別町立の義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準	湧別町立の <u>小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準</u>

(湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準に関する取扱要領の一部改正)

第7条 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準に関する取扱要領(令和2年教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="226 256 1106 320">湧別町立の義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準に関する取扱要領</p> <p data-bbox="188 365 266 395">(目的)</p> <p data-bbox="143 400 1106 539">第1条 この要領は、湧別町立の義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準(令和2年教育委員会訓令第1号。以下「命課基準」という。)第2条の規定による命課基準の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p data-bbox="1218 256 2098 320">湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準に関する取扱要領</p> <p data-bbox="1173 365 1252 395">(目的)</p> <p data-bbox="1128 400 2098 539">第1条 この要領は、湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準(令和2年教育委員会訓令第1号。以下「命課基準」という。)第2条の規定による命課基準の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p>

(湧別町立学校職員の訓告等に関する規程の一部改正)

第8条 湧別町立学校職員の訓告等に関する規程(令和3年教育委員会訓令第6号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="188 748 266 778">(趣旨)</p> <p data-bbox="143 783 1106 1070">第1条 この規程は、湧別町の所管する義務教育学校に勤務する道費負担職員(以下「職員」という。)に非違行為があった場合において、当該非違行為が懲戒処分(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項に規定する懲戒処分をいう。以下同じ。)を行うまでには至らないが、当該職員にその責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るため必要があると認められるときに、湧別町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が服務監督上の措置として行う訓告、嚴重注意又は注意(以下「訓告等」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p data-bbox="1173 748 1252 778">(趣旨)</p> <p data-bbox="1128 783 2098 1070">第1条 この規程は、湧別町の所管する小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する道費負担職員(以下「職員」という。)に非違行為があった場合において、当該非違行為が懲戒処分(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項に規定する懲戒処分をいう。以下同じ。)を行うまでには至らないが、当該職員にその責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るため必要があると認められるときに、湧別町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が服務監督上の措置として行う訓告、嚴重注意又は注意(以下「訓告等」という。)について必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

議案第4号

令和6年度教育費予算の補正について

令和6年度教育費予算の補正について、次のように議会に提案するように、町長に申し出をする。

記

別冊のとおり

(令和6年12月10日開会予定：町議会第4回定例会)

令和6年12月3日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

令和6年度教育費予算の補正について、議会の同意を得ようとするものである。